

平成 28 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名 サンコーテクノ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 洞下 英人
(コード番号 3 4 3 5 東証第二部)
問 合 せ 先 経営管理本部長 甲斐 一起
電 話 0 4 - 7 1 9 2 - 6 6 3 8

監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により新たに創設された監査等委員会設置会社へ移行することおよび「定款一部変更の件」を平成 28 年 6 月 28 日開催予定の当社第 52 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、本件に伴う監査等委員会設置会社へ移行した後の役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

取締役会の監督機能の一層の強化とコーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図ることを目的として、監査等委員会設置会社に移行するものであります。

(2) 移行の時期

平成 28 年 6 月 28 日開催予定の当社第 52 回定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

①監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

②機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第 459 条第 1 項の規程に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう変更案のとおり定款規程を新設するものであります。

③その他、上記の各変更に伴う条数の変更並びに字句等の修正を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙の通りであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定) 平成 28 年 6 月 28 日

定款変更の効力発生日 (予定) 平成 28 年 6 月 28 日

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
<p>第1章総則 (機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>第4章取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は10名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議に<u>よって</u>選任する。</p> <p>2 (条文省略) 3 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>2年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第1章総則 (機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) 会計監査人</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条<u>第1項</u>に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>第4章取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(<u>監査等委員であるものを除く。</u>)は、<u>10名以内とする。</u></p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により</u>選任する。</p> <p>2 (現行通り) 3 (現行通り)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役(<u>監査等委員であるものを除く</u>)の任期は、選任後<u>1年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p><u>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第 22 条 取締役会<u>の決議により、</u>取締役<u>社長</u>を選定する。</p> <p><u>2 取締役社長は、当会社を代表し会社の業務を統括する。</u></p> <p><u>3 取締役会</u><u>の決議により、</u>取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を<u>選定する</u>ことができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第 23 条 (条文省略) 2 (条文省略) (新設)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役<u>および各監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p><u>3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である</u>取締役の任期は、<u>退任した監査等委員である取締役の</u>任期の満了する時までとする。</p> <p><u>4 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠監査等委員である取締役の選任の決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第 22 条 取締役会<u>は、その決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から、<u>代表</u>取締役を選定する。 (削除)</p> <p><u>2 取締役会</u><u>は、その決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から、取締役会長、<u>取締役副会長、</u>取締役社長<u>各 1 名、</u>取締役副社長、専務取締役<u>および</u>常務取締役各若干名を<u>定める</u>ことができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第 23 条 (現行通り) 2 (現行通り) <u>3 前 2 項にかかわらず、監査等委員会</u><u>が選定した監査等委員である取締役は、取締役会を招集することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知) 第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>2 取締役<u>および監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法) 第 25 条 (条文省略) (新設)</p> <p><u>2</u> 当社は、取締役の<u>全員</u>が取締役会の決議事項について、<u>書面または電磁的記録</u>により同意したときは、当該<u>決議事項</u>を可決する旨の決議があったものとみなす。 <u>ただし監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(取締役会の議事録) 第 26 条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役<u>および監査役</u>は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>(取締役会規程) 第 27 条 (条文省略)</p> <p>(報酬等) 第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法) 第 25 条 (現行通り)</p> <p><u>2 前項の決議について特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない。</u></p> <p><u>3</u> 当社は、取締役が取締役会の決議の<u>目的である事項</u>について<u>提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)</u>の<u>全員</u>が書面または電磁的記録により同意の<u>意思表示</u>をしたときは、当該<u>提案</u>を可決する旨の<u>取締役会の決議</u>があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録) 第 26 条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>(取締役会規程) 第 27 条 (現行通り)</p> <p>(報酬等) 第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役の報酬等とそれ以外の取締役の報酬等とを区別して、株主総会の決議によってこれを定める。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 29 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p><u>第 5 章 監査役および監査役会</u></p> <p><u>(員数)</u></p> <p>第 30 条 当社の監査役は 5 名以内とする。</p> <p><u>(選任方法)</u></p> <p>第 31 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>(任期)</u></p> <p>第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第 29 条 取締役会は、その決議によって会社法第 399 条の 13 第 5 項各号に掲げる事項を除く重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 30 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項に定める任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 (現行通り)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>3 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>4 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の時を超えることはできない。</u></p>	(削除)
<p><u>(常勤の監査役)</u> <u>第 33 条 監査役会は監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第 34 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の決議方法)</u> <u>第 35 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u> <u>第 36 条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会規程)</u> <u>第 37 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
<p><u>(報酬等)</u> <u>第 38 条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u> <u>第 39 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく損害賠償の責任限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 5 章 監査等委員会</u> <u>(監査等委員会)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 31 条 監査等委員会は、監査等委員である取締役で組織する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>2 監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務執行のために必要な権限を行使する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>3 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 32 条 監査等委員会は、各監査等委員が招集し、予め監査等委員会で定めた取締役が議長となる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>2 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>3 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の決議方法)</u> <u>第 33 条 当社の監査等委員会の決議は、決議に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u> <u>第 34 条 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会規則)</u> <u>第 35 条 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>
<p>第 6 章会計監査人 (選任および任期)</p>	<p>第 6 章会計監査人 (選任および任期)</p>
<p>第 40 条 (条文省略)</p>	<p>第 36 条 (現行通り 条数繰り下げ)</p>
<p>(報酬等) 第 41 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p>	<p>(報酬等) 第 37 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>
<p>第 7 章計算 (事業年度)</p>	<p>第 7 章計算 (事業年度)</p>
<p>第 42 条 (条文省略)</p>	<p>第 38 条 (現行通り 条数繰り下げ)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(剰余金の配当等を決定する機関)</u> <u>第 39 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、取締役会の決議によることができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 <u>43</u> 条 <u>期末の剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(中間配当)</u></p> <p>第 <u>44</u> 条 <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日としての最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に、中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第 <u>45</u> 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 <u>40</u> 条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u></p> <p><u>2 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</u></p> <p><u>3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金を配当することができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第 <u>41</u> 条 (現行通り 条数繰り上げ)</p> <p><u>附 則</u></p> <p>第 <u>1</u> 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 52 期定時株主総会終結前の行為に関する任務を怠ったことによる監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

以上